

平成 23 年 3 月 24 日

北九州市医師会
会長 合馬 紘様

北九州市子ども家庭局
局長 西本 祥子

東北地方太平洋沖地震被災者に係る妊婦・乳幼児健康診査等の取り扱いについて

平素より、本市の母子保健事業にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

今回、厚生労働省から、東北地方太平洋沖地震の被災者に対して避難先自治体の母子保健サービスが適切に受けられるよう配慮する旨の通知がありました。

本市においては、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児の健康診査等、各種母子保健サービスについて、当該被災者から申し出があった場合、下記のとおり対応することとしております。

つきましては、当該被災者から問い合わせ等があった場合には、各区役所へご相談いただくよう、貴会会員に対し周知をお願いいたします。

記

1. 対象者

- ・東北地方太平洋沖地震の被災者

2. 対応

- ①母子健康手帳の交付
- ②妊婦・乳幼児健康診査受診票の交付

なお、妊婦健康診査については、被災地の受診票をお持ちの場合、償還払いの対応となる場合があります。

参考資料

- ①「東北地方太平洋沖地震」被災地における妊産婦・乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について（平成 23 年 3 月 14 日付厚生労働省事務連絡）
- ②東北地方太平洋沖地震被災者に係る妊婦健康診査の取り扱いについて（平成 23 年 3 月 18 日付厚生労働省事務連絡）

問い合わせ先

北九州市子ども家庭局子育て支援課
母子保健係 政時・野津・畠中
電話：582-2410

事務連絡
平成23年3月14日

各 都道府県
政令市
特別区
母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課

「東北地方太平洋沖地震」被災地における妊産婦、乳幼児への
対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われます。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であります。今後、避難所等の生活が長期化することも予想されることから、継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

については、今般、このような被災地の状況に鑑み、別添のとおり関係団体に協力を依頼したところでありますので、被災地においての避難所及び被災者の状況に応じ、関係団体とも連絡、調整の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

また、地震の被災により災害救助法の適用を受けた地域の住民が、緊急避難措置として、一時的に被災地以外に住居を構える場合においても、必要なサービスが適切に提供される必要があります。

については、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取り扱いについて、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いいたしますとともに、貴管内の市町村及び関係機関に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

別 添

事 務 連 絡

平成23年3月14日

社団法人日本医師会
社団法人日本産婦人科医会
社団法人日本小児科医会
社団法人日本産科婦人科学会
社団法人日本小児科学会
社団法人日本看護協会
社団法人日本助産師会
社団法人日本栄養士会

御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

「東北地方太平洋沖地震」における妊産婦、乳幼児への
対応について（協力依頼）

母子保健行政につきましては、日頃より多大なる御理解御協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震による災害は甚大で、その影響は長期にわたることが懸念されます。

妊産婦、乳幼児は被災したことにより身体的、精神的にも厳しい状況に置かれ、それにより妊婦では流早産のおそれや胎児の健康状態悪化が、また、産後の母子については、母乳分泌低下やそれに伴う児の栄養低下、情緒不安定など健康問題が生じる可能性があり、産婦人科医師や助産師等専門職の協力を得て、健康相談やメンタルヘルスを含めた相談、母乳マッサージなどの支援をする必要があります。

また、乳幼児については、健康、栄養状態に十分な配慮が必要であります。震災による心的外傷後ストレス症候群（いわゆるPTSD）など心理的に不安定な症状を呈するおそれもありますので、小児科医師等の協力による専門的・長期的な支援が必要であると考えられます。

これらを踏まえ、貴会におかれましても被災地への協力について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、別添のとおり、各都道府県、政令市、特別区母子保健主管部（局）あて事務連絡を発出しておりますことを申し添えます。

事 務 連 絡

平成23年3月18日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 母子保健担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

東北地方太平洋沖地震被災者に係る妊婦健康診査の取り扱いについて

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

標記については、平成23年3月14日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震」被災地における妊産婦、乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について」により住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いしているところですが、避難先の市町村における妊婦健康診査事業の取り扱いについては、下記のとおりとなります。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村及び関係団体等に対し周知いただき、特段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

1 対象者

地震の被災により災害救助法の適用を受けた地域の妊婦（東京都の適用市町村は除く）。

2 適用に係る取り扱いについて

- (1) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦については、妊婦の申し出があった場合には、妊婦健康診査が受診できるよう避難先自治体の妊婦健康診査受診券を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。

(2) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持って避難してきた妊婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地自治体の妊婦健康診査受診券を提出して妊婦健診を受診した場合は、通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地被災地自治体における対応となります。

ただし、被災地である前居住地自治体が復旧していない等の理由によって、避難先自治体の医療機関と契約又は償還払いが出来ない場合については、避難先自治体において妊婦健康診査受診券を交付いただくよう、特段のご配慮が必要になります。この場合、妊婦から避難先自治体への申し出が必要になります。

(3) 災害救助法の適用を受けていない地域及び東京都の妊婦が他自治体へ移動した場合は、上記(1)及び(2)の取り扱いにはなりません。通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなります。よって、妊婦健康診査受診券発行元の自治体の対応となります。

3 妊婦健康診査支援基金の取り扱いについて

避難先自治体において妊婦健康診査受診券を交付した場合、妊婦健康診査支援基金の対象となっている受診券の支払いについては、避難先自治体の都道府県の妊婦健康診査支援基金により当該妊婦の健康診査費用の支払いをしてください。

事 務 連 絡

平成23年3月18日

社団法人 日本医師会 御中
社団法人 日本産婦人科医会 御中
社団法人 日本産科婦人科学会 御中
社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

東北地方太平洋沖地震被災者に係る妊婦健康診査の取り扱いについて

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、政令市、特別区あて送付した
ところでは、被災により受診券を紛失、又は、被災地である前居住地自治体が
復旧の遅れ等により償還払い等の対応が困難な場合、避難先自治体において妊
婦健康診査受診券を交付いただく必要があり、自治体に対し、特段の配慮をお
願ひしているところです。そのような妊婦が受診した場合には、避難先自治体
へご相談いただくようご案内ください。

つきましては、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくお願ひいた
します。